

令和3年8月
全国科学館連携協議会

「博物館法制度の今後の在り方（審議経過報告）」（案）に関する意見

1. これからの博物館に求められる役割に関して

- ・感染症の拡大で従来型の活動の多くが制限され、急速にオンライン化やデジタル化が進み、この変化は感染症の状況にかかわらず不可逆的なものになると考えられる。また、学校教育現場においても ICT 化が進展していることもあり、事業の変革を迫られている。
- ・来館してくれる人々だけを対象とするのではなく、広報や集客についても、より多様な人々を巻き込んだ活動が必要である。一方、来館することの価値も問い直されている。
- ・ICOM などによる博物館の定義を踏まえ、それぞれの館が俯瞰的かつ長期的な視点で自館の役割をとらえなおす必要がある。とくに、未来を考える場という役割が重要になっていく。

2. 登録制度に関して

- ・博物館として登録することのメリットが広く周知されれば、新たに登録を希望するところは当協会の加盟館の中にもあるかもしれないが、現段階では、そのメリットが分かりづらいと感じる。

3. 学芸員制度に関して

- ・科学館の職員のなかには学芸員資格をもっていないスタッフが多く、博物館との人材交流が進みにくい状況である。(科学館のスタッフには任期制や指定管理の雇用が多く、館から館へ転職するケースがあるため、博物館との流動性が高まることが望まれる)
- ・科学館での業務経験を審査認定で認められ学芸員資格を取得するスタッフもいるが、その審査基準などが分かりにくい。(科学館には収集保管、調査研究の機能が少ないが、教育の実績が中心でも資格が認められるのかどうか、など)

以上